

# 鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドライン

## 1 策定の目的

鳥取砂丘の利用を増進するための施策を一層充実させるとともに、鳥取砂丘を観光客等がより安心、安全に過ごせる場所としていくことを目的として、「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」（以下「条例」という。）を一部改正したところである。

鳥取砂丘では、従来からスカイスportsやサンドボードなどのスポーツ活動が安全に実施されてきているところであるが、観光客の更なる安全と砂丘を利用したスポーツ活動との共存を図りながら、条例を適切に運用し、スカイスportsをはじめとするアクティビティの発展を通じた鳥取砂丘の更なる魅力向上と価値の向上につなげるため、ガイドラインを定める。

## 2 定義

本ガイドラインにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

### (1) 砂丘スポーツ等

パラグライダー、ハングライダー、サンドボード、無線による模型飛行機等（ドローンを含む。）の操縦、その他鳥取砂丘内で行われるこれらに類するものをいう。

### (2) 砂丘スポーツ等関係者

砂丘スポーツ等に関するスクールや体験会を主催する者、その他の砂丘スポーツ等を実施する者をいう。

### (3) 他の砂丘利用者

砂丘スポーツ等関係者を除く観光客等をいう。

## 3 基本姿勢

(1) 砂丘スポーツ等関係者は、条例の趣旨を理解した上、全ての砂丘利用者の安全確保に留意する。

(2) 砂丘スポーツ等に関するスクールや体験会を主催する者は、その参加者に対して適切な指導を行う。

(3) 砂丘スポーツ等関係者は、砂丘内外での条例の趣旨の啓発活動に協力する。

(4) 鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、砂丘スポーツ等の実施に関し、他の砂丘利用者から意見が寄せられた場合には、情報共有し、適切に対応する。

(5) 砂丘スポーツ等関係者は、砂上での落書きや海浜での遊泳などの条例で禁止されている行為を発見した場合は、可能な範囲で注意喚起を行うとともに、鳥取砂丘レンジャー等に連絡し、情報共有に努める。

(6) 鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、協議が必要な事項又は疑議等が生じた時は、お互いが誠意を持って対応する。

## 4 広 報

鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、協力して、ホームページ等により条例の趣旨が正しく伝わるよう広報し、鳥取砂丘が安心・安全に砂丘スポーツ等が楽しめる場所であることを周知していく。

## 5 実施時の情報共有

砂丘スポーツ等を実施する場合は、鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、実施日、実施時の緊急連絡先等を情報共有する。

## 6 実施時の留意事項

砂丘スポーツ等を実施する者は、次のことに留意する。

(共通)

- ・ 気象条件（「天候、風向、風速、降雨等」をいう。以下同様。）により使用する機材等の制御が困難と判断される場合、日没や荒天などで他の砂丘利用者の存在が確認できない状況下では実施しない。
- ・ 実施前及び実施中には、他の砂丘利用者の存在状況や動線、気象条件を十分確認する。
- ・ 他の砂丘利用者の存在状況、気象条件、実施する者の技能等を十分考慮し、他の砂丘利用者との間に安全な距離を確保して他の砂丘利用者に不安を感じさせないように実施する。
- ・ 模型飛行機等（ドローンを含む。以下同様。）について航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の2第1号の方法の国土交通大臣の承認を業務として受け、承認の内容に従って飛行させることを確認したときは日没後の実施も可能とする。

(種目別)

○パラグライダー、ハングライダー

- ・ 実施後は、景観に支障がないように原状回復に努める。

○模型飛行機等

- ・ 機体が目視できる範囲内で実施する。
- ・ ドローンを使用する場合、操縦者と機体との間隔は、概ね100m以内の目視できる距離を確保し、強風時（概ねの目安は風速毎秒5mを超える場合）の使用は控えるよう努める。
- ・ 法第132条の2第2号の方法の国土交通大臣の承認を業務として受け、承認の内容に従って飛行させることを確認したときは目視できる範囲を超えて実施すること及び強風時の判断については機体の性能に応じて判断することも可能とする。

○サンドボード

- ・ 滑走区域に他の砂丘利用者が近接している場合若しくは近接する恐れがある場合は、他の砂丘利用者の安全が確保されたと認められるまで滑走しない。

## 7 連絡体制等

鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、連絡名簿を作成し、必要に応じ情報共有や緊急連絡ができる体制を整備する。

## 8 その他

砂丘スポーツ等の新たな種目が行われる場合は、必要に応じ関係者と協議し、適切な利用のために必要な事項を定めることとする。

(附則)

このガイドラインは、平成27年9月1日から施行する。

(附則)

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。